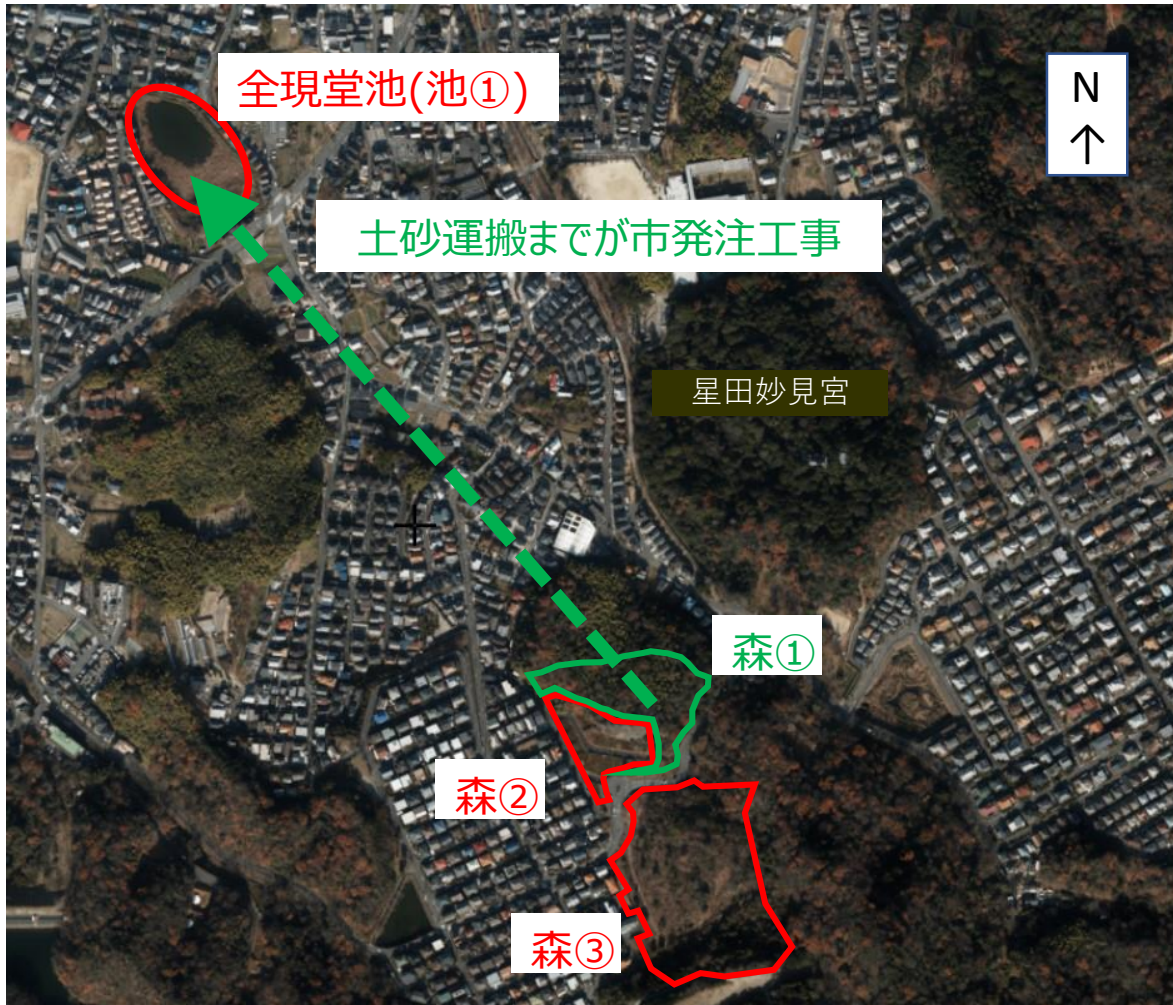


本業務の内容

別紙1

星田財産区との共同事業により、防災・減災対策として、市民創造の森区域内（森①）の急傾斜地解消に向けた対策工事を実施し、工事で発生する土砂を、既に用水需要の無い財産区所有の売却予定地である全現堂池（池①）の埋立土として活用することで事業費縮減を図ると共に、市所有地（森②、森③）を売却し、星田エリア全体の利活用を促進する。



■市民創造の森 急傾斜地対策工事

森①の土砂災害(特別)警戒区域の解除に向けた切土工事及び、池①までの土砂運搬作業。

■売却対象地

池①、森②、森③

[事業実施手順]

1. 森①で発生した土砂を池①の埋立て土に使用。
2. 森①の土砂災害(特別)警戒区域解除後に森②の開発工事開始。
3. 森③での開発工事は他地区とは関連しない。(他地区との輻湊は要調整)